

(介護予防) 通所リハビリテーションサービス事業重要事項案内

1. 事業者の概要

事業所名 巨摩共立病院 デイケアももその
所在地 山梨県南アルプス市桃園340
管理者 金子 さき子
介護保険事業所番号 1911610069
提供するサービス (介護予防) 通所リハビリテーション
連絡先 電話055-283-3131 (代)
サービス提供地域 南アルプス市内 (芦安全域を除く)
ただし中山間地域 (特定農山村法、山村振興法、過疎法、豪雪法、辺地法) に該当する地域は除く。中山間地域へのサービス提供においては、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する。
第三者評価の実施状況 無し

2. 事業所の職員体制

管理者・理学療法士・作業療法士 (各1人以上) ・看護師・介護福祉士・ケアワーカー

3. 営業日・サービス提供時間

営業日	サービス提供時間	営業時間
月曜日～土曜日	9:55～16:00	8:30～16:50
送迎目安時間: 8:50～9:50 16:00～ 送迎時間は上記時間で実施します。また当日の利用状況により送迎時間は異なるため、時間指定には対応していません。		
年末年始 (12/31～1/3) は休業します。		

4. サービス提供の主な内容

要支援・要介護者に対し自立支援を目的に、生活行為向上・社会参加を目指したリハビリテーション、食事や入浴などの日常生活上のサービスを提供します。

5. 利用料等

①利用料・利用者負担金 (法定代理受領サービス)

利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によります。介護保険の適用により、負担割合に応じた額が負担金となります。(1単位10.17円)

②利用者負担金支払方法

口座引き落とし、または病院窓口での現金払い

③その他

食事費 利用者負担 550円/回 ポーチ、連絡帳代 (利用開始時、紛失時) 200円

6. 事故発生時の対応

事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

7. 災害発生時の対応

災害発生時は、関係機関からの情報や被害状況を把握し安全を確認した上で、業務を行います。ただし、その災害の規模や被害状況、予知情報等の発令の段階で通常の業務を行わない場合があります。

8. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

虐待防止に関する担当者	室長: 三枝直人
-------------	----------

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (2) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (3) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者 (現に養護している家族・親族・同居人等) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができな

い場合に限りです。

(3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

10. 個人情報保護

- ①事業者は、サービスを提供する上で知ることになった利用者及びその家族に関する秘密、個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約期間中も契約終了後も第三者に漏らしません。
- ②事業者は、サービス担当者会議等に於いて、利用者に対する介護サービス提供に必要な範囲で利用者および家族の個人情報を用いることに同意します。

11. 担当職員の変更

- ①利用者は担当職員の変更を申し出ることができます。その場合、事業者はサービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、申し出に応じます。
- ②事業者の都合で担当職員を変更する場合は、事前に利用者の了解を得ます。

12. 相談窓口、苦情対応

相談窓口:巨摩共立病院 地域リハビリテーション室 担当 三枝直人
苦情受付:巨摩共立病院 副事務長及び病院利用委員会で対応いたします。連絡先 055(283)3131
公的機関の苦情受付場所
山梨県国民健康保険団体連合会 連絡先 055(233)9201
南アルプス市介護保険課 連絡先 055(282)1111

13. 緊急時の対応

担当医師に連絡し診察を依頼します。医師の指示に従い、対応します。また、緊急連絡先に連絡します。

14. 通所リハビリテーション開始時または状況の変化があった時に、主治医より診療情報提供をいただきます。